

大口町告示第116号

大口町後期高齢者福祉医療費給付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年11月29日

大口町長 鈴木雅博

大口町後期高齢者福祉医療費給付要綱の一部を改正する要綱

大口町後期高齢者福祉医療費給付要綱（平成20年大口町告示第27号）の一部を次のように改正する。

様式第1中「被保険者証」を「記号番号」に改め、様式第2中「、後期高齢者医療被保険者証」を「、個人番号カード又は資格確認書」に、「、被保険者証」を「、個人番号カード又は資格確認書」改め、様式第3中「被保険者証」を「記号番号」に改め、様式第5中「保険証記号番号」を「記号番号」に改め、様式第8中「社保・国保の保険者名」を「保険者名」に、「被保険者証記号・番号」を「記号・番号」に改める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年12月2日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の大口町後期高齢者福祉医療費給付要綱（次項において「旧要綱」という。）の規定により交付されている受給者証の有効期限は、この要綱による改正後の大口町後期高齢者福祉医療費給付要綱（次項において「新要綱」という。）の規定にかかわらず、記載されている期日までとする。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定により作成された諸様式は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。